**河川保全区域における行為（河川法５５条）許可申請について**

河川保全区域内（河川区域線から９ｍ又は１８ｍ以内の土地）において、以下**①**のような行為をしようとする場合は、**河川法５５条の規定に基づいて河川管理者の許可が必要です。**

河川区域

**寝屋川の恩智川合流部より上流は、１８ｍ**

**その他河川は、９ｍ**

境界線

堤防敷

河川保全区域

**①河川保全区域内における工作物の新改築、土地の形状変更**

　－事例－　・掘削、盛土等の土地の造成

　　　　　　・家屋等の新改築

**（１）必要書類・添付図面等**

　　１．許可申請書・・・・別記様式第八（甲）《規定の様式があります。》

　　２．様式（乙の４）・・・（工作物の新築、改築、除却）《規定の様式があります。》

　　３．建築事務所等、代理人への委任状

　　４．事業計画概要書もしくは工事理由書

※様式、形式は問わず、内容が明確に判るよう作成してください。

　　５．土地登記簿謄本・地籍図・地積測量図等（土地登記簿謄本については、申請書類の正

本に正を添付してください。）※法務局発行日より6か月間有効

　　６．土地所有者の承諾書（申請者と土地所有者が異なる場合）もしくは、建築条件付土地売買契約書の写し（売主が土地所有者の場合）、建築工事請負契約書の写し（請負者が土地所有者の場合）、土地の賃貸借契約書の写し（貸主が土地所有者の場合）

　　７．境界確定通知書の写し（写しが困難と申し出がある場合については、担当者にご相談ください。）

　　８．位置図（縮尺1/2500程度のもの）

　　９．実測平面図・配置図・断面図（河川との位置関係が明確に判るもの）

　　　　※断面図に堤防形態により、地震時の崩壊角（28.8°）のラインまたは、

定規断面（１：2）のラインを記載してください。

　１０．求積図（行為面積と計算根拠）

　１１．給排水計画図（放流先についても図面に記載してください。）・その他電気、ガス等の計画図　**※河川への排水は一切できません。**

１２．構造図（立面図、側面図、基礎伏図等）

　１３．工事実施方法記載図書（工程表・安全対策・交通対策等）

　１４．現状写真（河川との位置関係が明確に判るもの、写真撮影方向図含む）

　１５．構造計算書（正本への添付のみ）

　１６．その他申請内容により、安定計算書、ボーリングデータ等の資料および

**上記書類を補完する資料の提出を求める場合があります。**

　（注）・様式（乙の４）の工期の欄は、着手日から何日以内かを記載してください。

　　　 ・各図面に河川区域線（赤色）、河川保全区域線（青色）を記載してください。

（２）提出方法

　　申請書類を2部（正１部、副１部）作成し、当工営所に提出してください。

　【提出先】

　 大阪府寝屋川水系改修工営所

　　 維持管理課　河川管理グループ

　　　 ＴＥＬ 06-6962-7662

　　　 ＦＡＸ 06-6969-6483

　　　 HP　<https://www.pref.osaka.lg.jp/soshikikarasagasu/ne/index.html>

※提出いただいた個人情報を含む文書等は、許可以外の目的に使用することはありません。

